

権利者の許諾を怠ると、
民事請求を受けたり、
刑事罰を科せられる
場合があります。

民事請求とは…

- ①当該品種の生産・販売等の差し止め
- ②無断利用によって育成者権者が被った損害賠償
- ③無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置

刑事罰(故意犯の場合)とは

10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)

権利者の許諾を
忘れないでね!



登録品種に関する問い合わせ先

◆登録品種の確認は

種苗の生産(増殖)や販売を行おうとする品種が登録を受けている品種であるか否かの確認については、品種登録ホームページでも確認できます。ただし、正確な情報については、農林水産省の品種登録簿の閲覧または謄写の請求等により、ご確認下さい。



品種登録ホームページアドレス
<http://www.hinsyu.maff.go.jp>

◆権利が侵されたかもしれないときは “品種保護Gメン”へ

品種保護Gメンは、

- ①育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- ②育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- ③育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- ④育成者権侵害状況記録の作成
- ⑤証拠品保管のための種苗等の寄託を行っています。お気軽に御相談下さい。

品種保護Gメンホームページアドレス
<http://www.ncss.go.jp>

? 詳細は、下記の窓口にお問い合わせください。

農林水産省生産局種苗課

〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL.03-3502-8111(代表)
FAX.03-3502-5301

独立行政法人 種苗管理センター
品種保護対策役(通称:品種保護Gメン)

TEL.029-838-6589
E-mail hinsyu_gmen@ncss.go.jp

登録品種の
種苗は
適正に利用しましょう!!



登録品種は、種苗法に基づいて
育成者権が与えられ保護されています。

無断で登録品種の種苗を利用することは種苗法違反です。
(種苗法第20条)

登録品種の種苗を販売する際は
登録品種名を使用しなければなりません。
(種苗法第22条)



農林水産省

登録品種の種苗・収穫物を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。



登録品種の種苗を販売している方は以下のことに注意しましょう！

権利者、種苗会社、団体(全農、専門連)等

種苗の購入(カタログ購入、ネット購入等)

農協等

小売業者
(ホームセンター等)

購入した種苗を販売する際は登録品種であるか否か、権利が有効であるか否かを確認しましょう！

購入した登録品種の種苗を増殖する際は、権利者の許諾が必要です。

購入した登録品種の種苗を無断で増殖し、販売(譲渡)することは種苗法違反です！

登録品種の種苗を販売する際は登録品種名を明記しましょう。また、登録品種でない種苗に登録品種である旨の表示を付けることは種苗法違反です。

種苗の譲渡
(店頭販売、カタログ販売、ネット販売等)

農家等

一般の消費者



農業者の皆さん！気軽に穂木や種子などを他者に渡していませんか？

安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者権を侵害するばかりでなく、逆輸入など、その品種を生産している他の農家の皆さんにも甚大な影響を及ぼしかねません。種苗法を十分に理解し、産地づくりの柱となる優良品種を守りましょう！

※登録品種を利用(生産、譲渡等)する際は、育成者権者の許諾が必要です。許諾を得て利用する仕組みは、権利者の利益だけでなく、農業者自らが産地を守ることにもつながります。

自分の果樹の枝(穂木、剪定枝等)や採種した種子を他の農家等に渡すこと(譲渡)は有償無償を問わず種苗法に違反します。

【例えば…】

- ◆他産地からの見学者におみやげとして穂木や種子を渡していませんか？
- ◆果樹の剪定枝の処理を他人に委ねた際に種苗として利用される恐れはありませんか？



こんな場合は、農業者でも権利者の利用許可が必要です。

- ◆栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物(81種類)を増殖する場合
- ◆イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
- ◆きのこの種菌を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ◆契約で自家増殖が禁止されている場合
- ◆自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合(有償、無償を問わない)

